

件 名 産業医の委嘱について			
内 容 説 明  市立上尾中学校及び市立大石中学校に勤務する教職員が、それぞれ50人以上となり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項の規定により産業医を選任する必要が生じたため、上尾市立学校職員衛生管理規程第6条第1項～3項の規定に基づき、委嘱いたしましたので報告いたします。			
1 被委嘱者			
氏 名	住 所 等	勤務校	備考
あだち たかこ 足立 喬子	あだち内科神経内科クリニック	市立上尾中学校	再任
いしばし いさむ 石橋 勇	石橋内科クリニック	市立大石中学校	
2 任期 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで			
添付資料	添付資料名		
有 ・ <input type="checkbox"/> 無			